

## 2. 土壤汚染対策法の施行状況

### 2.1 平成 23 年度の施行状況

#### 1) 調査の契機別の施行状況

平成 23 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-6 に示す。図 2-2 は有害物質使用特定施設の廃止時における調査（以下、「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下、「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は法第 3 条及び法第 4 条に規定するもののほか、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下、「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-5 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下、「法第 14 条申請」という。）に関する状況を示し、図 2-1 はこれらの概要を示したものである。また、図 2-6 は措置の実施に伴い、指定の解除又は変更の状況を示したものである。

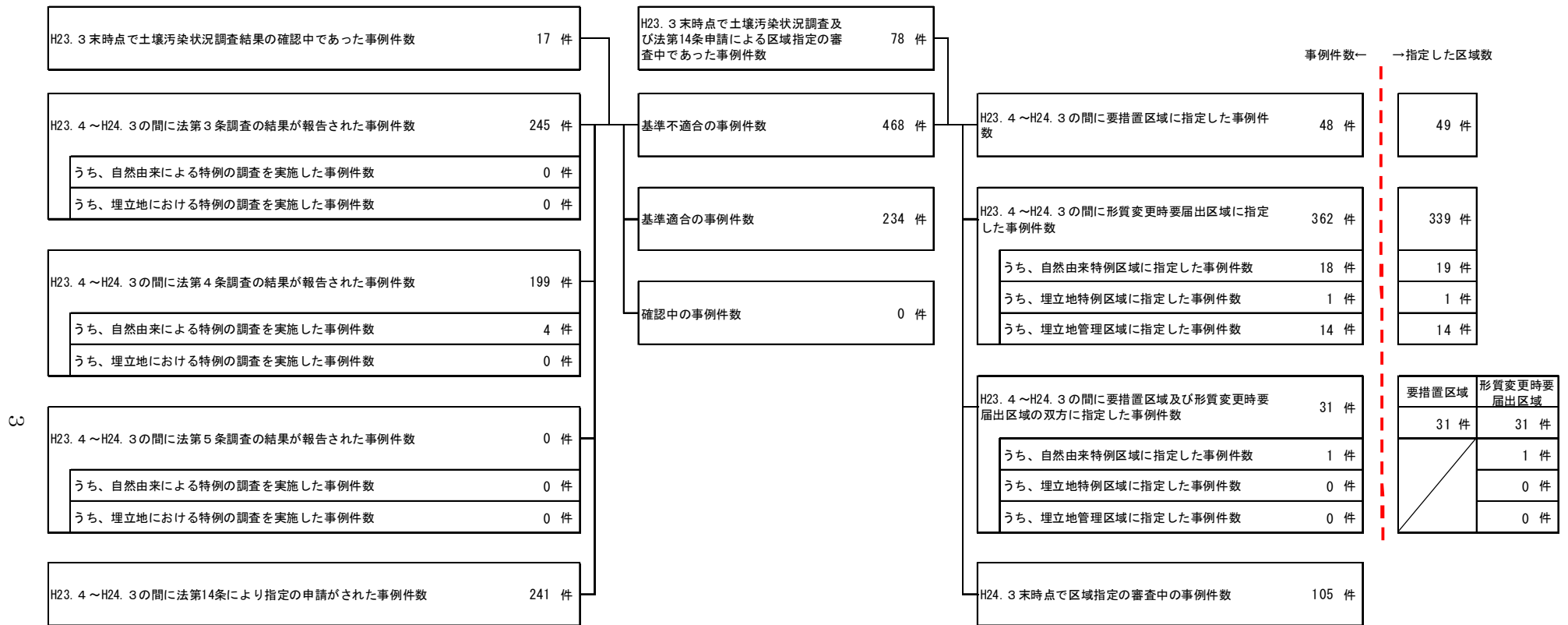
平成 23 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 771 件、法第 3 条第 1 項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数は 245 件、調査義務が一時的免除（旧「調査猶予」）件数は 498 件であった。

平成 23 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 9,525 件、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出は 180 件、土壤汚染状況調査の結果報告件数は 199 件であった。

平成 23 年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出は 0 件であった。

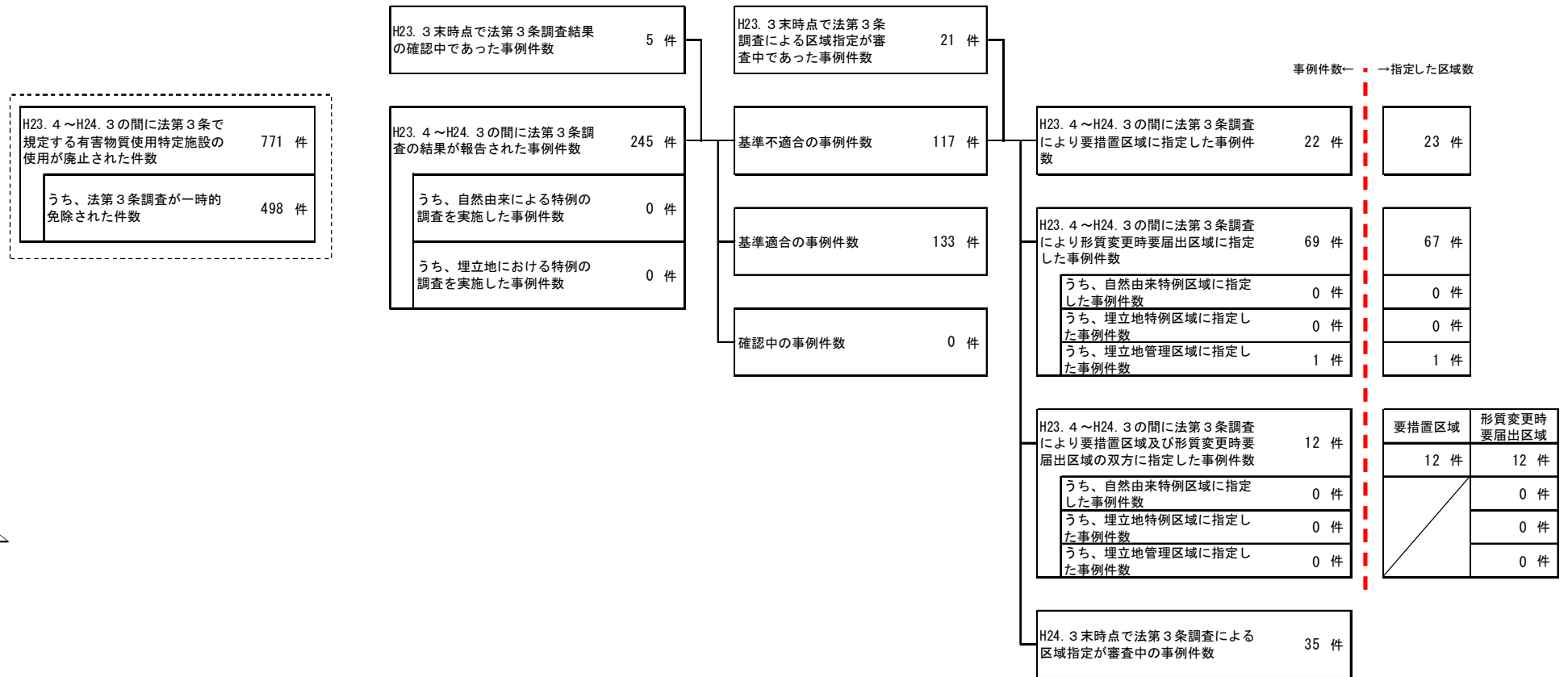
平成 23 年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 241 件であった。

平成 23 年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 80 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 370 件であった。



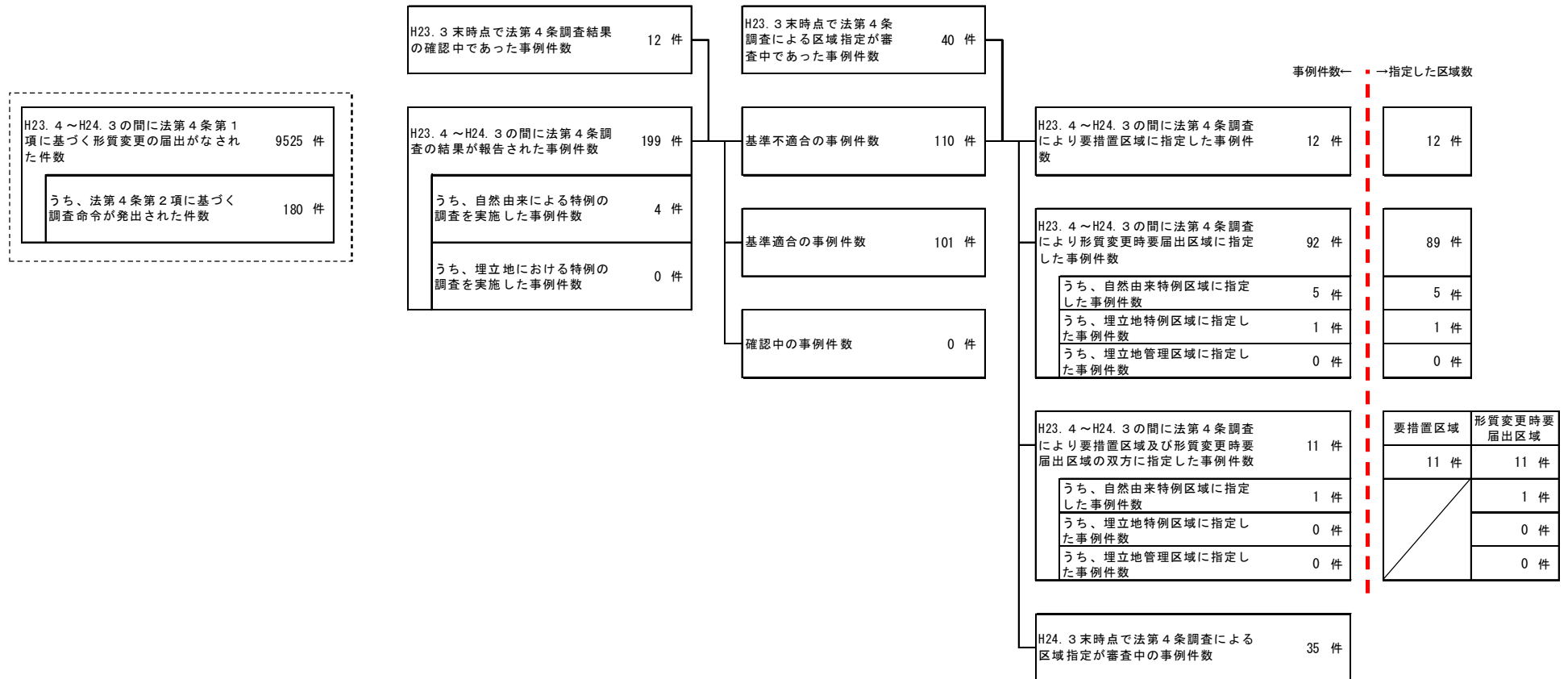
- 注 1) H22. 3 末時点で土壌汚染状況調査結果の確認中であった事例件数は「基準不適合の事例件数」、「基準適合の事例件数」、「確認中の事例件数」の合計と「H23. 4 ~H24. 3 の間に調査の結果が報告された事例件数」の差で算出している。
- 注 2) H23. 3 末時点で土壌汚染状況調査及び法第 14 条申請による区域指定の審査中であった事例件数は H23. 4 ~H24. 3 の間に指定された「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H24. 3 末時点で区域指定の審査中の事例件数」の合計と「H23. 4 ~H24. 3 の間に結果が報告された事例件数のうち基準不適合の事例件数」の差にて算出している。
- 注 3) 要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1 件の指定としている場合もあるため、3 章の結果と一致するとは必ずしも限らない。
- 注 4) 「事例件数」と「指定した区域数」は 1 つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して 1 つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-1 法第 3 条調査、法第 4 条調査、法第 5 条調査及び法第 14 条申請の施行状況概要



- 注 1) H23. 3 末時点で法第 3 条調査の確認中であった事例件数は「基準不適合の事例件数」、「基準適合の事例件数」、「確認中の事例件数」の合計と「H23. 4～H24. 3 の間に法第 3 条調査の結果が報告された事例件数」の差で算出している。
- 注 2) H23. 3 末時点で法第 3 条調査による区域指定が審査中であった事例件数は H23. 4～H24. 3 の間に法第 3 条調査により指定された「要措置区域」、「形質変更時届出区域」、「要措置区域及び形質変更時届出区域の双方の事例件数」および「H24. 3 末時点で法第 3 条調査による区域指定が審査中の事例件数」の合計と「H23. 4～H24. 3 の間に法第 3 条調査の結果が報告された事例件数のうち基準不適合の事例件数」の差にて算出している。
- 注 3) 要措置区域、形質変更時届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1 件の指定としている場合もあるため、3 章の結果と一致するとは必ずしも限らない。
- 注 4) 「事例件数」と「指定した区域数」は 1 つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して 1 つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-2 法第 3 条調査に関する状況



注1) H23. 3末時点で法第4条調査の確認中であった事例件数は

「基準不適合の事例件数」、「基準適合の事例件数」、「確認中の事例件数」の合計と「H23. 4～H24. 3の間に法第4条調査の結果が報告された事例件数」の差で算出している。

注2) H23. 3末時点で法第4条調査による区域指定が審査中であった事例件数は

H23. 4～H24. 3の間に法第4条調査により指定された「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H23. 3末時点で法第4条調査による区域指定が審査中の事例件数」の合計と「H23. 4～H24. 3の間に法第4条調査の結果が報告された事例件数のうち基準不適合の事例件数」の差にて算出している。

注3) 要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1件の指定としている場合もあるため、3章の結果と一致するとは必ずしも限らない。

注4) 「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-3 法第4条調査に関する状況

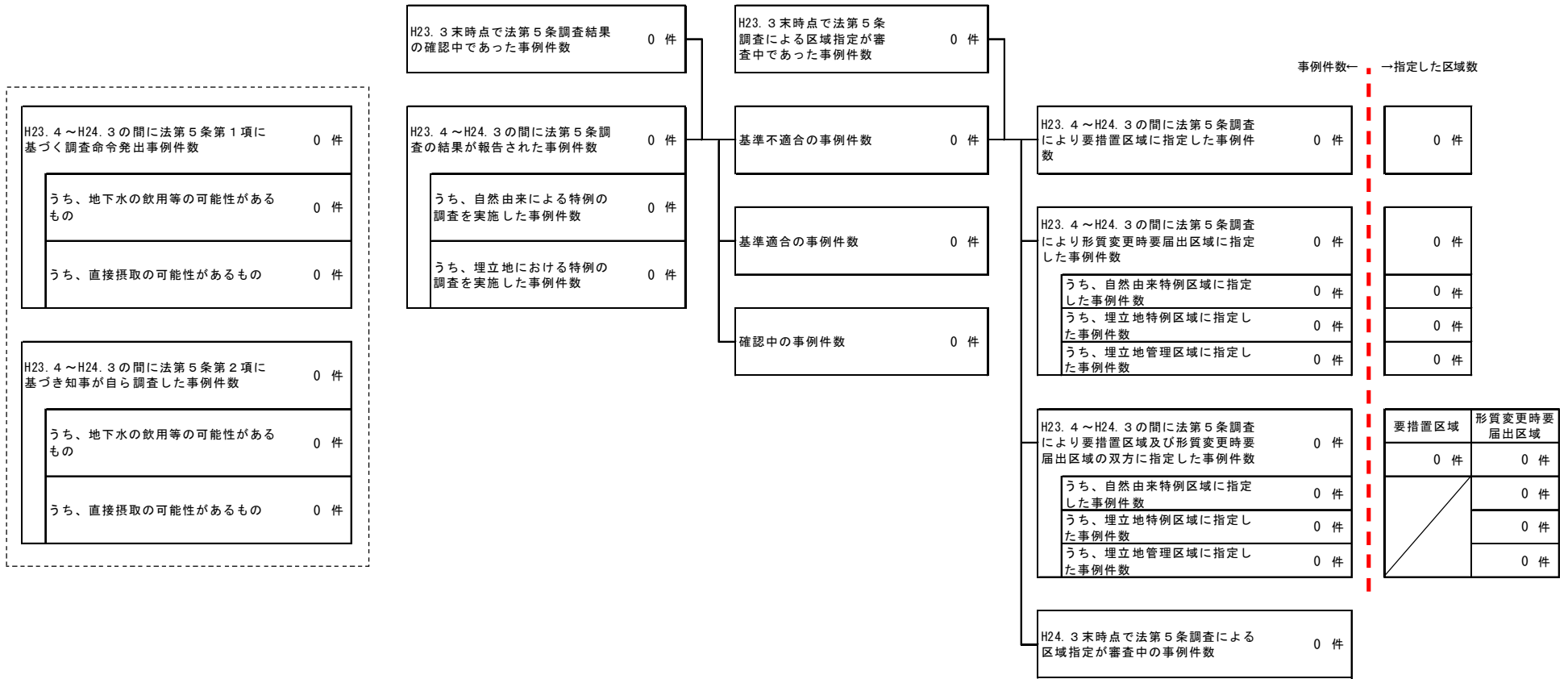
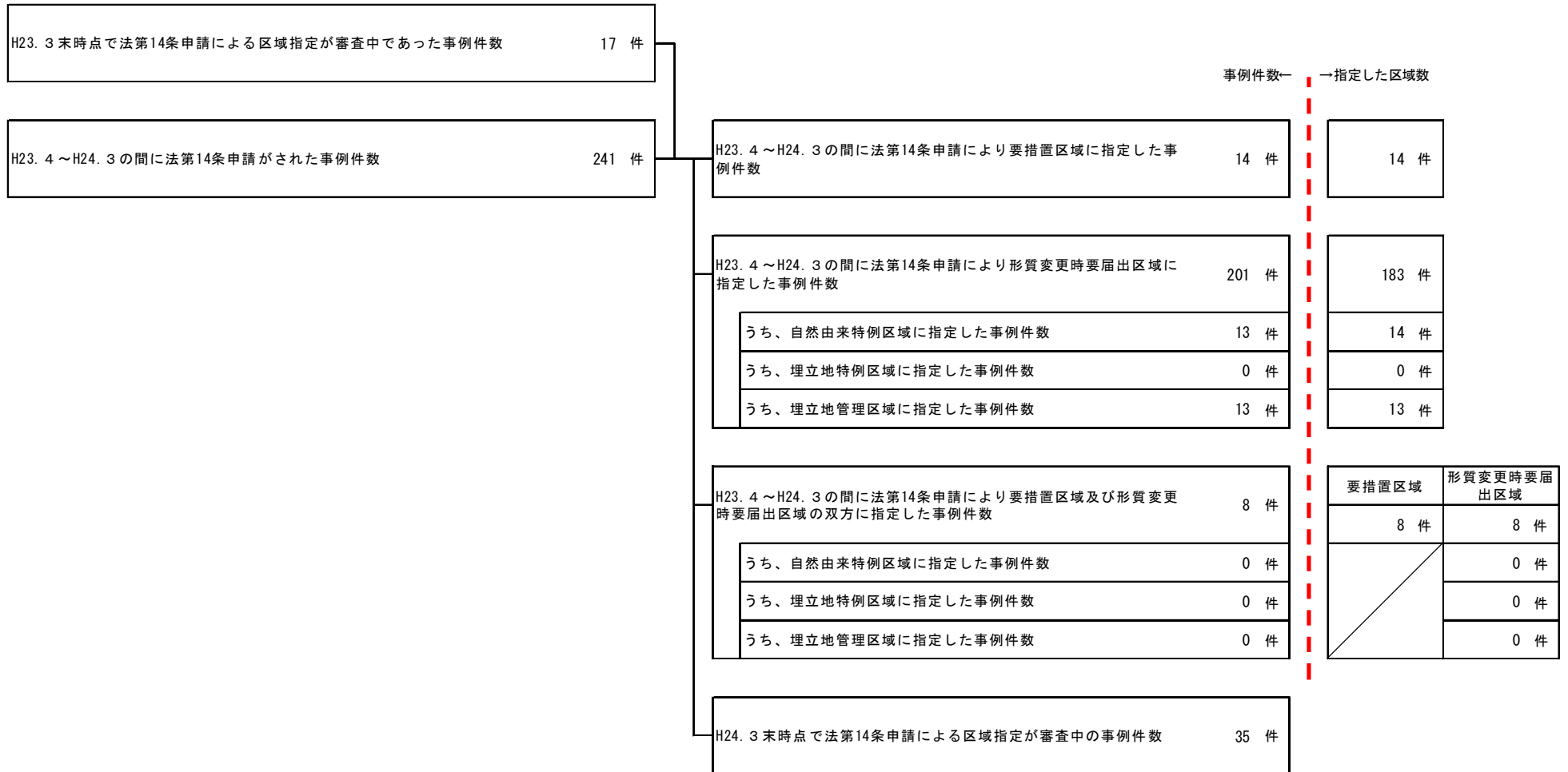


図 2-4 法第5条調査に関する状況



注 1) H23. 3 末時点で法第 14 条申請による区域指定が審査中であった事例件数は

H23. 4～H24. 3の間に法第 14 条申請により指定された「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の事例件数」および「H24. 3 末時点で法第 14 条申請による区域指定が審査中の事例件数」の合計と「H23. 4～H24. 3の間に法第 14 条申請がされた事例件数」の差にて算出している。

注 2) 要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数については、同一箇所について複数回調査を行い、1 件の指定としている場合もあるため、3 章の結果と一致するとは必ずしも限らない。

注 3) 「事例件数」と「指定した区域数」は 1 つの事例に対して複数の指定が行われる、複数の事例に対して 1 つの指定が行われる等があるため、一致しない。

図 2-5 法第 14 条申請に関する状況

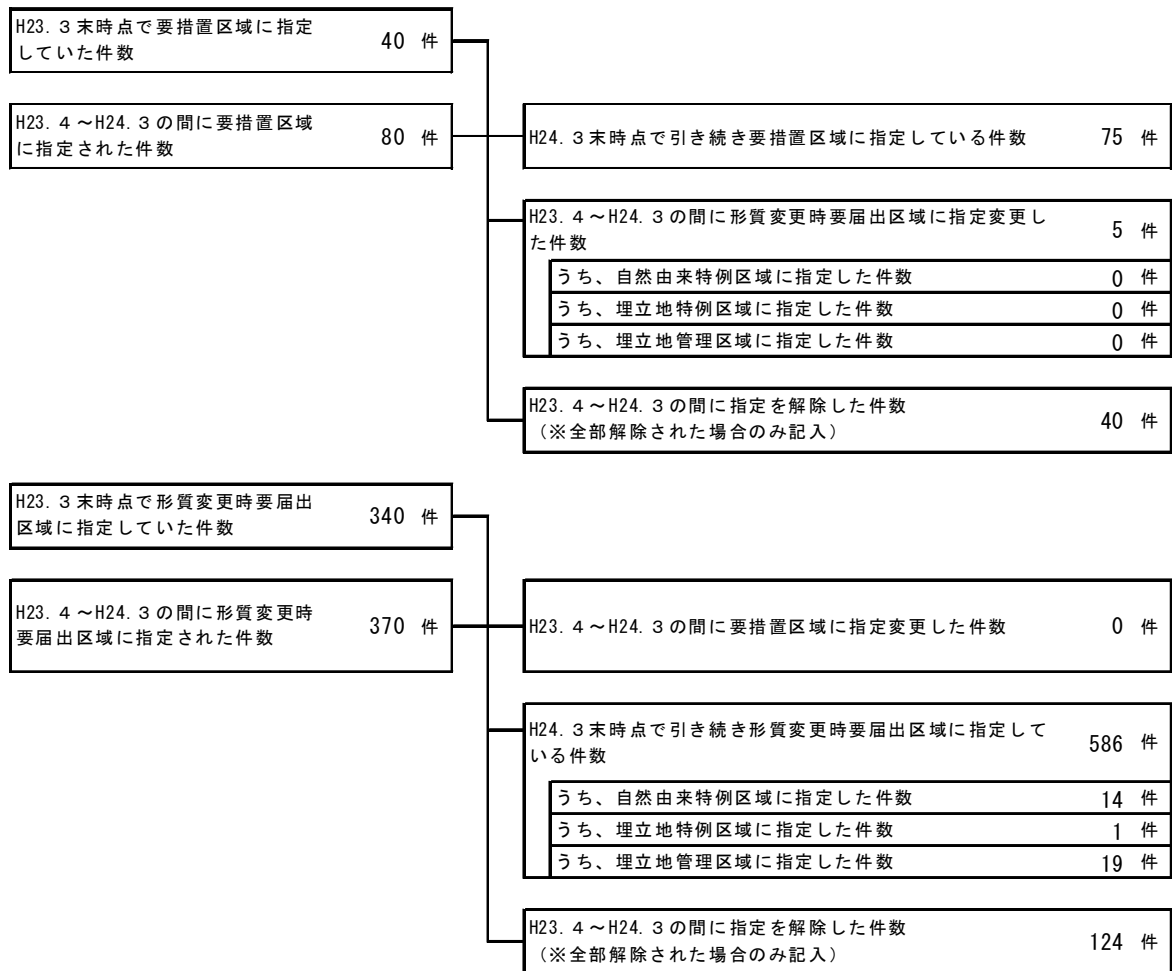


図 2-6 指定の解除又は変更の状況

## 2) 条項別の施行状況

平成23年度の条項別の施行状況を以下に示す。

### 法第2章 土壌汚染状況調査

#### ・法第3条関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	771	件
調査結果が報告された件数	245	件
特定施設を設置していたもの以外の土地の所有者に対する通知件数	450	件
有害物質の種類の通知の申請	55	件
調査義務が一時的に免除された件数（第1項ただし書き）	498	件

#### ・法第4条関係

形質変更の届出件数	9,525	件
調査命令発令件数	180	件
調査結果が報告された件数	199	件

#### ・法第5条関係

調査命令発令件数	0	件
----------	---	---

### 法第3章 区域の指定等

#### ・法第6条関係（要措置区域）

指定件数	80	件
解除件数	40	件
形質変更時要届出区域への指定変更件数	5	件

#### ・法第7条関係（汚染の除去等の措置）

措置の指示件数	89	件
指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	1	件

#### ・法第11条関係（形質変更時要届出区域）

指定件数	370	件
解除件数	124	件
要措置区域への指定変更件数	0	件

#### ・法第12条関係（形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等）

届出件数	584	件
計画変更命令件数	0	件

#### ・法第14条関係（指定の申請）

申請件数	241	件
------	-----	---

### 法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制

#### ・法第16条関係（汚染土壌の搬出時の届出等）

届出件数	410	件
認定調査件数	15	件
計画変更命令件数	0	件

#### ・法第19条関係（措置命令）

措置命令件数	0	件
--------	---	---

#### ・法第22～25条関係（汚染土壌処理業）

申請件数 / 許可件数	12	件 / 14	件
更新件数	9	件	
事故の届出件数	0	件	
変更の許可申請件数	14	件	
変更の届出件数	40	件	
休止の届出件数	2	件	
廃止の届出件数	1	件	
再開の届出件数	0	件	
改善命令件数	0	件	
許可の取消件数	0	件	
停止命令件数	0	件	

### 法第7章 雑則

#### ・法第54条関係

第1項 報告・検査件数	253	件
第3項 報告・検査件数	12	件
第4項 報告・検査件数	91	件

#### ・法第55条関係：協議件数

	3	件
--	---	---

#### ・法第56条関係：意見陳述件数

	21	件
--	----	---

#### ・法第65条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第66条関係：違反件数

	1	件
--	---	---

#### ・法第67条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第68条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第69条関係：違反件数

	0	件
--	---	---



## 2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況は、表 2-1 のとおりである。

法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数、調査結果報告件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、一時的免除件数は、「関東地区」、「中部地区」及び「近畿地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「九州地区」、「北海道地区」の順に多く、調査命令件数及び調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」、「東北地区」及び「九州地区」の順に多く、法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）

(件数)

都道府県・政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	
	有害物質使用特定施設の廃止件数	調査結果報告件数	一時的免除件数	形質変更届出件数	調査命令件数	調査結果報告件数	要措置区域件数	形質変更時要届出区域件数	申請件数	
北海道地区	北海道	5	1	2	1337	0	0	0	8	6
	札幌市	1	1	0	88	0	0	1	2	3
	函館市	0	0	0	24	0	0	0	1	0
	旭川市	2	1	1	57	0	1	0	1	0
	計	8	3	3	1506	0	1	1	12	9
東北地区	青森県	0	1	0	69	0	0	0	0	0
	青森市	0	1	0	5	0	0	0	2	2
	八戸市	0	0	0	18	0	0	0	1	1
	岩手県	10	1	8	148	0	0	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	30	0	0	2	0	0
	宮城県	4	1	3	78	0	0	0	0	0
	仙台市	2	0	2	32	1	1	4	1	5
	秋田県	3	1	2	17	0	0	0	1	0
	秋田市	1	0	1	12	0	0	0	1	1
	山形県	11	0	11	98	0	0	0	0	0
	山形市	1	1	1	18	0	0	0	0	0
	福島県	12	2	3	62	0	0	0	1	0
	福島市	0	0	0	18	0	0	0	0	0
郡山市	4	1	2	11	0	0	0	1	1	
いわき市	0	0	0	10	0	0	0	0	0	
計	48	9	33	626	1	1	6	8	10	
関東地区	茨城県	26	4	21	201	3	3	2	3	3
	水戸市	1	0	1	19	0	0	0	0	0
	つくば市	15	1	15	21	1	0	1	2	0
	栃木県	16	3	16	227	5	3	3	2	1
	宇都宮市	7	1	7	30	0	0	0	1	0
	群馬県	7	0	7	96	8	7	0	1	0
	前橋市	1	1	0	33	0	0	0	1	0
	高崎市	1	0	0	19	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	1	0	1	35	1	2	0	0	0
	太田市	1	0	1	13	0	0	1	0	1
	埼玉県	32	10	18	168	15	23	6	17	4
	さいたま市	5	5	0	72	5	2	3	3	1
	川越市	3	2	1	59	0	0	2	3	0
	熊谷市	0	0	0	14	1	1	0	0	0
	川口市	3	2	1	10	0	0	1	0	0
	所沢市	0	0	0	6	1	2	0	0	0
	春日部市	1	0	1	6	0	0	0	0	0
	草加市	1	0	1	11	0	0	0	0	0
	越谷市	1	0	0	16	0	0	0	0	0
	千葉県	10	2	8	170	2	2	2	3	1
	千葉市	1	2	0	56	1	1	1	2	2
	市川市	3	3	0	13	0	1	0	3	0
	船橋市	1	1	0	36	1	1	2	5	3
	松戸市	1	0	0	7	0	0	0	0	0
	柏市	3	1	3	46	0	0	1	1	0
	市原市	2	0	2	20	1	2	0	0	0
	東京都	22	58	19	370	7	22	14	80	76
	八王子市	9	4	5	33	0	0	2	1	0
	町田市	2	1	1	15	0	0	0	0	0
	神奈川県	14	3	8	62	16	11	4	9	1
	横浜市	59	10	49	88	12	22	0	17	11
	川崎市	9	2	3	35	0	0	0	9	9
	相模原市	7	3	4	26	6	6	2	4	1
	横須賀市	1	0	1	18	3	4	0	4	2
	平塚市	5	0	3	14	3	4	4	7	1
	藤沢市	1	1	1	6	0	0	0	0	0
	小田原市	4	0	4	6	1	1	0	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	厚木市	11	1	9	19	4	3	0	0	0
	大和市	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	新潟県	20	4	11	166	4	2	2	2	0
	新潟市	5	0	5	57	1	0	0	0	0
	長岡市	1	1	1	20	1	1	0	1	0
	上越市	4	1	3	23	1	1	0	1	0
	山梨県	11	2	11	109	0	1	3	6	6
	甲府市	0	0	0	15	0	0	0	0	0
	静岡県	9	3	7	129	2	1	0	3	0
	静岡市	2	0	1	33	1	1	0	0	0
	浜松市	6	2	4	32	1	1	2	1	0
	沼津市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
富士市	2	0	1	12	0	0	0	0	0	
計	347	134	255	2712	108	131	58	192	123	
中部地区	富山県	8	0	7	88	0	0	0	1	1
	富山市	3	1	3	46	0	0	0	0	0
	石川県	3	0	3	52	0	0	0	2	2
	金沢市	3	1	1	26	0	0	2	0	2
	福井県	2	0	2	62	1	2	0	1	0
	福井市	0	0	0	21	1	1	0	0	0
	長野県	16	0	9	136	0	0	0	3	3
	長野市	2	1	2	23	0	0	0	0	0
松本市	5	1	3	17	0	0	0	1	1	
岐阜県	19	2	8	163	1	1	0	1	0	
岐阜市	1	0	1	12	0	0	0	0	0	

(続き)

(件数)

都道府県・政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	
	有害物質使用特定施設の廃止件数	調査結果報告件数	一時的免除件数	形質変更届出件数	調査命令件数	調査結果報告件数	要措置区域件数	形質変更時要届出区域件数	申請件数	
中部地区	愛知県	35	1	21	157	0	0	2	3	3
	名古屋市	11	7	4	76	0	0	0	2	1
	豊橋市	1	1	1	22	0	0	0	0	0
	岡崎市	1	0	0	24	0	0	0	0	0
	一宮市	3	3	1	14	0	0	0	0	0
	春日井市	0	0	0	8	0	0	0	0	0
	豊田市	5	1	2	52	0	0	0	0	0
	三重県	7	2	2	160	0	0	0	1	0
	四日市市	10	0	5	21	2	0	0	0	0
	計	135	21	75	1180	5	4	4	15	13
近畿地区	滋賀県	23	1	15	107	3	2	0	2	1
	大津市	2	0	2	32	0	1	0	0	0
	京都府	7	3	5	106	1	1	0	2	0
	京都市	3	6	0	37	3	2	1	2	0
	大阪府	21	5	16	87	3	3	0	5	3
	大阪市	49	18	11	46	3	4	0	35	20
	堺市	6	1	3	34	2	3	0	6	2
	岸和田市	0	1	0	4	0	0	0	0	0
	豊中市	2	0	2	12	0	0	0	0	0
	吹田市	4	2	0	18	2	2	0	2	0
	高槻市	4	1	1	27	5	4	2	5	0
	枚方市	3	1	3	20	2	7	0	4	4
	茨木市	1	0	0	15	0	0	0	3	2
	八尾市	1	5	1	9	0	0	0	1	0
	寝屋川市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	東大阪市	1	2	1	14	0	1	0	2	0
	兵庫県	8	4	7	135	1	2	0	11	8
	神戸市	4	0	3	79	6	3	0	2	2
	姫路市	0	1	0	35	2	2	1	1	1
	尼崎市	7	0	4	15	6	5	0	4	1
	明石市	1	1	0	12	0	0	0	1	1
	西宮市	1	0	1	18	0	0	0	0	0
	加古川市	0	1	0	13	1	1	0	1	0
	宝塚市	0	0	0	13	0	0	0	1	1
	奈良県	2	1	0	62	1	0	0	1	0
	奈良市	3	1	0	21	0	0	0	1	1
	和歌山県	0	0	0	100	1	1	0	0	0
和歌山市	0	1	0	27	1	0	0	0	0	
計	153	56	75	1110	43	44	4	92	47	
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	36	0	0	0	0	0
	鳥取市	1	0	0	14	0	0	0	0	0
	島根県	1	0	1	87	0	0	0	0	0
	岡山県	7	0	6	49	0	0	0	2	2
	岡山市	5	0	5	51	0	1	0	0	0
	倉敷市	4	0	4	15	1	1	0	0	0
	広島県	1	1	1	75	1	1	1	2	2
	広島市	1	2	1	37	1	2	0	9	7
	呉市	0	0	0	8	0	0	0	0	1
	福山市	1	0	1	21	0	0	0	0	0
	山口県	4	0	4	95	0	0	0	6	5
	下関市	0	0	0	11	0	0	0	1	1
	徳島県	2	0	2	52	0	0	0	0	0
	徳島市	2	0	2	17	0	0	0	0	0
	香川県	1	0	0	80	2	2	0	2	1
	高松市	1	1	0	59	1	1	0	0	0
	愛媛県	2	1	1	79	0	0	0	0	0
	松山市	1	0	1	16	0	0	0	0	0
	高知県	2	0	2	53	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	6	0	0	0	0	0	
計	36	5	31	861	6	8	1	22	19	
九州地区	福岡県	6	2	5	228	0	0	3	7	7
	北九州市	5	2	0	59	3	2	0	5	2
	福岡市	4	2	0	43	3	2	0	1	3
	久留米市	0	0	0	15	0	0	0	0	0
	佐賀県	1	1	1	34	0	0	0	2	1
	佐賀市	2	1	1	46	0	0	0	0	0
	長崎県	0	1	0	10	0	0	1	2	2
	佐世保市	0	0	0	9	1	1	0	2	1
	熊本県	10	0	7	128	1	0	0	0	1
	熊本市	6	3	3	56	4	2	2	4	1
	大分県	0	1	0	124	1	1	0	5	2
	大分市	1	0	1	45	0	0	0	0	0
	宮崎県	1	0	1	90	1	1	0	1	0
	宮崎市	3	0	3	9	0	0	0	0	0
	鹿児島県	3	3	3	164	0	0	0	0	0
	鹿児島市	2	1	1	39	3	1	0	0	0
	沖縄県	0	0	0	431	0	0	0	0	0
計	44	17	26	1530	17	10	6	29	20	
合計	771	245	498	9525	180	199	80	370	241	

注) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

## 2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果の報告件数は、平成23年度は685件（法第3条245件、法第4条199件、法第5条0件、法第14条241件）であり、前年度（519件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成23年度は450件（要措置区域は80件、形質変更時要届出区域は370件）であり、区域に指定された件数は前年度（275件）より増加した。

要措置区域等において土壌汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成23年度は164件（前年度は97件）と増加した。

表 2-2 年度別の施行状況

		H14 <sup>※1</sup>	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数 <sup>※2</sup>	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	7,818
	調査結果報告件数 <sup>※3</sup>	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	1,931
	一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	6,243
	小計	4	511	764	922	999	1,090	1,138	1,114	889	743	8,174
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	20,340
	調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	450
	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	425
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	37	62	105	137	167	202	380	-
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	1,160
	要措置区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	125
	形質変更時要届出区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	600
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	494
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	51
	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	210
引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	-	
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	330

※1 平成14年度については法施行日（平成15年2月15日）から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者について一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例、複数の施設に対して行った調査等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

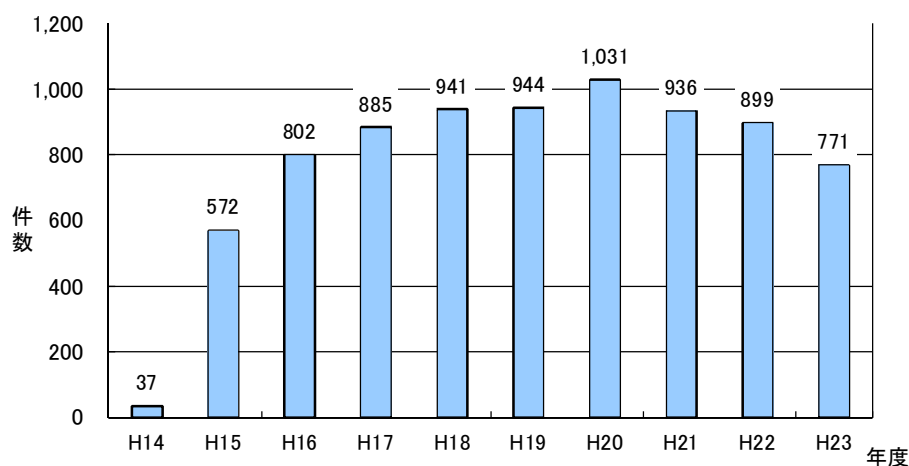


図 2-7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移

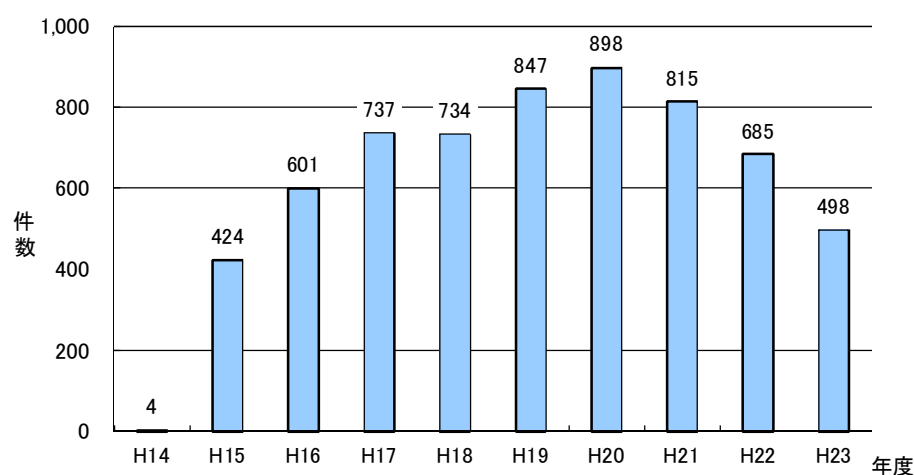


図 2-8 法第3条一時的免除件数の推移

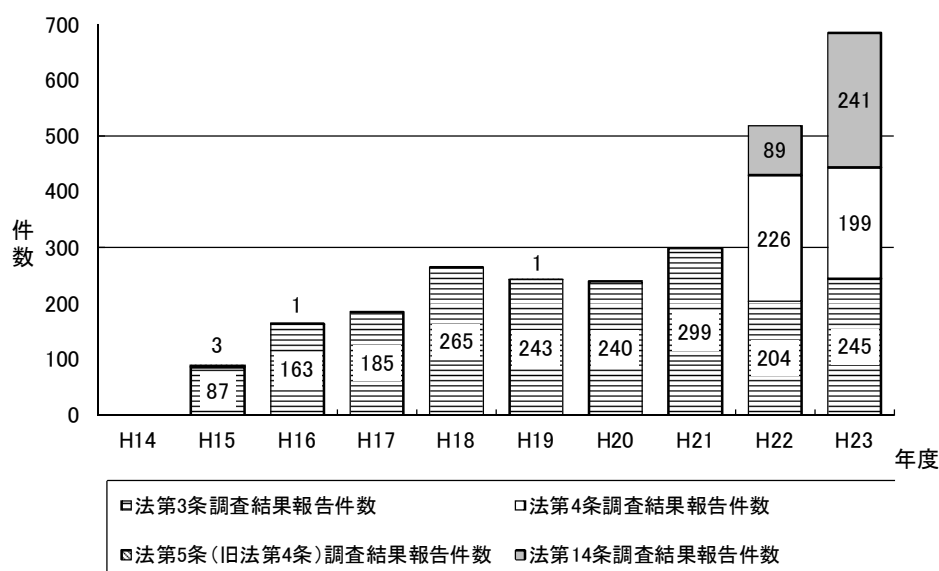


図 2-9 法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく調査結果の報告件数の推移

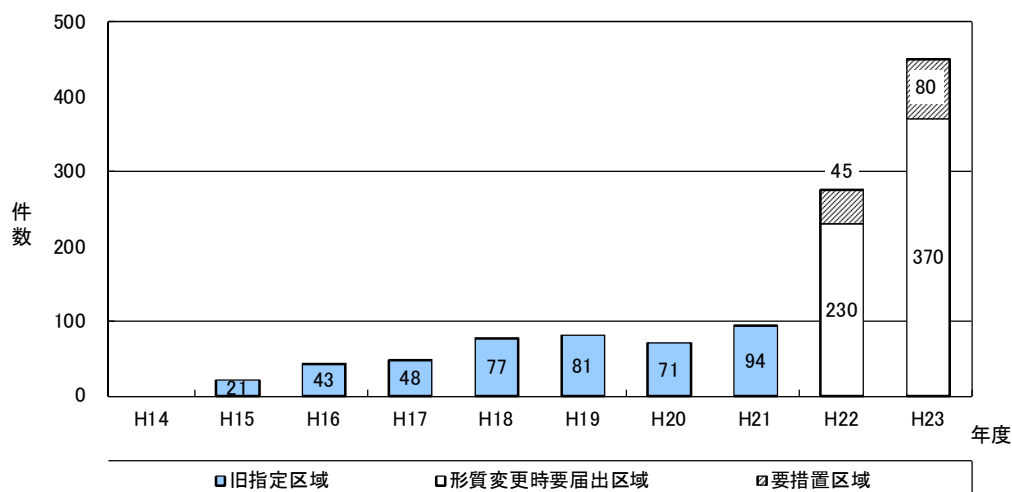


図 2-10 要措置区域等（旧指定区域）指定件数の推移

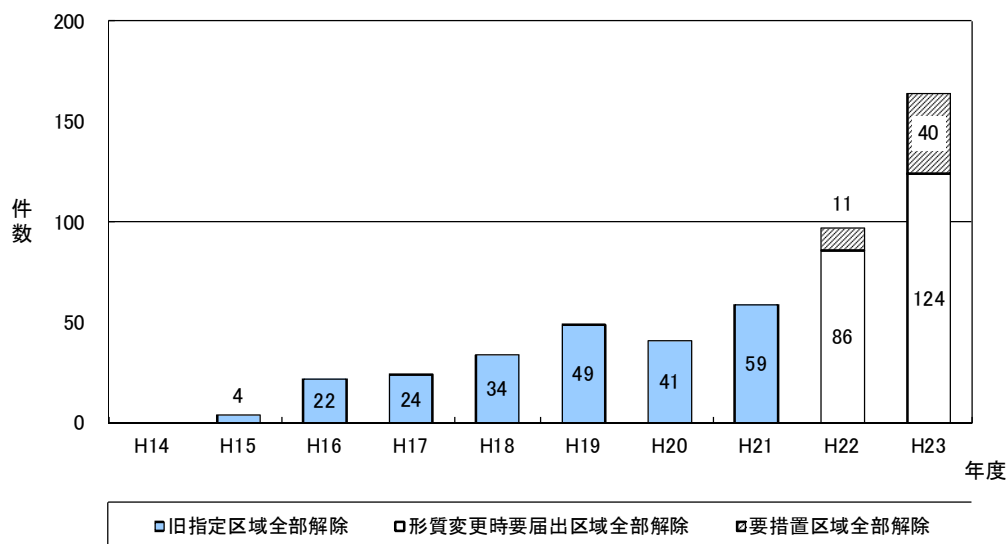


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）の解除件数の推移